

改正

平成20年 9 月25日条例第29号

坂戸市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による許可に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営者、設置場所及び施設の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(経営者の基準)

第 3 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、市内に3年以上主たる事務所を有し、かつ、自己の所有する土地（当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。次号において同じ。）で墓地等を経営しようとするもの

(3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、市内に3年以上主たる事務所を有し、かつ、自己の所有する土地で墓地等を経営しようとするもの

2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地等を経営するための十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。

(事前協議)

第 4 条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可（以下「変更許可」という。）の申請をしようとする者（以下「計画者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に協議書を提出し、当該墓地等の経営等の計画について、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議においては、計画者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

(標識の設置等)

第5条 計画者は、墓地等の経営等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

2 計画者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第6条 計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等（規則で定める者をいう。次条第1項において同じ。）に対し、墓地等の経営等の計画について説明会を開催しなければならない。

2 計画者は、前項の規定により説明会を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等の意見)

第7条 近隣住民等は、計画者に対し、規則で定める日までに、墓地等の経営等の計画について意見を申し出ることができる。

2 計画者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(適用除外)

第8条 第4条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 納骨堂を既存の墓地の区域内又は寺院、教会等の敷地内に設置しようとするとき。
- (2) 災害時において緊急に墓地等を設置することが必要と市長が認めるとき。
- (3) 既にある墓地等を引き継いで経営しようとするとき。

(経営許可等の申請)

第9条 計画者は、経営許可又は変更許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 法第10条第2項に規定する墓地の区域の変更とは、墓地の一体性を有するものであって、変更前の墓地の区域の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、変更前の墓地の区域の面積の2倍未満のものをいう。

3 経営許可又は変更許可を受けた者（以下「許可者」という。）は、当該許可を受けた日から5年を経過した後でなければ、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を拡張する変更の許可の申請を行うことができない。

4 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可（以下「廃止許可」という。）を受けようと

する者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(みなし許可の届出)

第10条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(許可等の通知)

第11条 市長は、経営許可、変更許可又は廃止許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、当該申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第12条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 河川又は湖沼からおおむね20メートル以上離れていること。
- (2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100メートル以上離れていること。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。
- (4) 敷地が幅員4メートル以上の道路（袋路状のものを除く。）に接していること。

(施設の基準)

第13条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 墓地

- ア 敷地の境界の内側に接する幅員1.5メートル以上の緑地を設け、かつ、墳墓が見えないように障壁、垣根等を設けること。
- イ 墓地の区域の面積の20パーセント以上の緑地を設けること。
- ウ 各墳墓に接続するアスファルト、コンクリートその他堅固な材料で舗装された幅員1メートル以上の通路を設けること。
- エ 墓地の出入口には、施錠することができる門扉を設けること。

オ 管理事務所、便所、ごみ集積設備及び給排水設備並びに墳墓の区画数の5パーセント以上の台数の駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を経営しようとする者が当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を有する場合において、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(2) 納骨堂

ア 敷地の境界の内側に接する幅員3メートル以上の緑地を設け、かつ、容易に立ち入れない高さを有した障壁、垣根等を設けること。

イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造であり、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。

ウ 床は、コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。

エ 除湿装置を設けること。

オ 納骨堂の収蔵数の3パーセント以上の台数の駐車場を設けること。

カ 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

(3) 火葬場

ア 境界には、障壁及び門扉を設けること。

イ 火葬場の敷地の面積の20パーセント以上の緑地を設けること。

ウ 火葬炉には、防じん、防臭等の装置を設けること。

エ 灰庫を設けること。

オ 管理事務所、便所、待合室及び駐車場を設けること。

(工事着手の届出)

第14条 許可者は、当該許可に係る墓地等の工事に着手するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出等)

第15条 許可者は、前条の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(工事完了検査済証の交付等)

第16条 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに検査を行い、その結果が許可内容に適合すると認めるときは、当該許可者に対し、工事完了検査済証を交付するものとする。

- 2 許可者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該許可に係る墓地等を使用してはならない。

(名称等の変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は、墓地等の名称その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(経営者の遵守事項)

第18条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可指令番号を掲示すること。ただし、1,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。
- (2) 墓地等を常に清潔に保ち、破損した箇所を速やかに修復すること。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に埼玉県知事に対してされた経営許可、変更許可又は廃止許可の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第63号）附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるものに係る許可を行う場合の基準は、墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成11年埼玉県条例第65号）の例による。

附 則（平成20年条例第29号）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第2号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。